

令和5年度

総会資料



日時：令和5年7月9日（日）午前10時

会場：エス・バード ホール

信州大学新学部誘致推進協議会

総 会 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議事

議案第1号 令和4年度事業報告及び収支決算の承認について

議案第2号 令和5年度活動方針・事業計画（案）及び
収支予算（案）について

議案第3号 役員を選出について

5 閉会

令和4年度事業報告

1 会員数の推移

令和4年4月1日時点 1,771 (個人660、団体等1,111)

令和5年3月31日時点 1,886 (個人718、団体等1,168) 115の増加

2 会議の開催

(1) 総会

ア 日時 令和4年6月20日

イ 場所 飯田文化会館 ホール

ウ 内容 議事(議案4件)、協議会長プレゼン、
意見発表、総会決議

エ 参加者数 610名

(2) 正副会長会 令和4年4月25日、5月30日、10月31日

(3) 幹事会 令和4年4月14日、5月25日、6月13日

7月19日、8月29日、9月28日

10月19日、11月18日、12月20日、令和5年1月27日、2月27日



信州大学新学部誘致推進協議会総会

3 大学のあるまちづくりに関する地域の高等教育機関との懇談会の開催

テーマ:「新学部誘致への期待等、大学のあるまちづくりに望むこと」ほか

(1) 飯田コアカレッジ

・ 日時 令和4年10月7日

・ 参加者 校長・副校長・内部理事

(2) 飯田女子短期大学

・ 日時 令和4年10月13日

・ 参加者 副学長・事務局



高等教育機関との意見交換会

4 大学のあるまちづくりに関する大学生・専門学校生との意見交換会の開催

テーマ:「私たちが”大学のあるまち”に望むもの」

(1) 飯田女子短期大学

・ 日時 令和4年11月7日

・ 参加学生 22人

(2) 飯田コアカレッジ

・ 日時 令和4年11月11日

・ 参加学生 27人



学生との意見交換会

5 産学官連携の先進事例に関する学習会・意見交換会の開催

- (1) 日時 令和4年12月21日
- (2) 場所 ムトスぷらざ（多目的ホール）
- (3) 参加者 37人（19団体）
- (4) 内容
 - ・会津若松市と会津大学の産学官連携事例動画視聴
 - ・意見交換



産学官連携学習会・意見交換会

6 大学新学部の立地が地域に与える経済効果算出業務委託

- (1) 委託先 公益財団法人中部圏社会経済研究所
- (2) 委託期間 令和4年6月29日から令和5年1月31日まで
- (3) 委託金額 1,865,050円

7 地域と大学の連携（産学官連携）に関する先進地視察

- (1) 日時 令和5年3月14日～15日
- (2) 場所 福島県会津若松市、同南相馬市
- (3) 参加者 9人（推進協議会役員団体・幹事中心）
- (4) 内容
 - ア 福島ロボットテストフィールド
 - イ 会津大学 産学官連携ほか
 - ウ AiCTコンソーシアム 産業振興と大学ほか



産学官連携先進地視察（会津）

8 広報活動

- (1) メールマガジン発行 4回
- (2) 誘致を目指す横断幕の設置
（飯田下伊那14市町村役場、商工会議所）
- (3) ミニのぼり旗の配布 150個
（役員の所属団体を中心に事業所窓口等へ設置）



誘致を目指す横断幕（商工会議所）

令和4年度 信州大学新学部誘致推進協議会 決算

収入総額	7,000,021 円
支出総額	3,476,236 円
差引残額	3,523,785 円 (次年度繰越)

収入の部

(単位:円)

区 分	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	決算額	比較	摘 要
1 負担金	7,000,000			7,000,000	7,000,000	0	飯田商工会議所 1,000,000 飯田信用金庫 1,000,000 南信州広域連合 1,000,000 飯田市 4,000,000
2 雑入	0			0	21	21	利子
合 計	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,021	21	

支出の部

(単位:円)

区 分	当初予算額	補正予算額	流充用額	予算現額	決算額	残額	摘 要
1 会議費	500,000			500,000	97,732	402,268	協議会用封筒他
2 事業費	6,400,000			6,400,000	3,378,504	3,021,496	経済波及効果算出業務 1,865,050 学生との意見交換会 18,048 啓発用グッズ 235,400 横断幕設置補助 865,150 会津若松市視察 380,996
3 予備費	100,000			100,000	0	100,000	
合 計	7,000,000	0	0	7,000,000	3,476,236	3,523,764	

令和4年度信州大学新学部誘致推進協議会収入支出決算監査報告書

令和4年度信州大学新学部誘致推進協議会会計の収入支出決算について監査したところ、諸帳簿、証拠書類ともに整備され、正確に処理されていることを認めます。

令和5年 4月 13日

監 事 金 田 憲 治

令和5年 4月 13日

監 事 生 照 玄

令和5年度 活動方針・事業計画（案）

1 令和5年度 活動方針（案）

信州大学の新学部構想については、昨年6月以降、大学学内での議論が継続しています。しかしながら、私たちは大学側の議論の結果を待つだけでなく、大学のあるまちの実現に向けた取り組みを進めて行く必要があります。

また、当地域において大学の機能が十分に発揮され、予測が難しく変化の著しい時代において、地域の将来に4年制大学を位置づけ、新たな技術革新や人材の育成につなげるためには、この地域の特徴や将来性、目指す姿を整理し、当地域に必要な大学像をイメージしながら大学を迎え入れていくことが必要です。

今年度は、大学と連携することで、この地域の可能性がどのように広がり、どのような将来像が見えてくるのか、この地域がどのように発展していけるのか、皆さんと共に考える機会をつくり、この地域の未来にとって4年制大学が必要であるという思いを広く共有して、誘致活動推進に向けた地域の機運をより一層高めてまいります。

2 令和5年度 事業計画（案）

信州大学新学部の飯田下伊那地域への設置に向け、地域住民、産業界、金融機関、行政等が一丸となって信州大学を支援するとともに、大学を活かした新たな価値の創造や、この地域らしい未来の創造につなげていくため、次の事業を行うものとする。

- (1) 信州大学新学部誘致の意義及び目的の共有と支援者拡大の推進
(各種団体等への活動案内、会員による勧誘 等)
- (2) 会員、郡市民等に対する情報発信、広報活動等
(メールマガジン発行、新聞紙面等を活用した広報、行事・イベント等でのPR 等)
- (3) 新学部設置に対する具体的な支援体制、支援方法の検討
(大学に対する支援の仕組みの研究、先行地域の取組みの情報収集 等)
- (4) 「大学のあるまち」に向けた調査、情報収集、意見交換
(地域の未来と大学の可能性について考える講演会等、学生との意見交換会 等)
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

議案第2号

信州大学新学部誘致推進協議会
令和5年度収入支出予算(案)

収入総額	7,524,000 円	会計年度	令和5年4月 1日から
支出総額	7,524,000 円		令和6年3月31日まで
差引残額	0 円		

収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 負担金	4,000,000	7,000,000	△ 3,000,000	各団体負担金(飯田市) 4,000,000
2 繰越金	3,523,785	0	3,523,785	
3 雑入	215	0	215	利子
合 計	7,524,000	7,000,000	524,000	

支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 会議費	500,000	500,000	0	会議資料作成等 500,000
2 事業費	4,600,000	6,400,000	△ 1,800,000	先行事例等調査委託 1,600,000 先進地視察(類似地域) 1,000,000 講師謝礼等 1,000,000 広告・情報発信等 1,000,000
3 予備費	2,424,000	100,000	2,324,000	
合 計	7,524,000	7,000,000	524,000	

役員を選出について

信州大学新学部誘致推進協議会規約第5条の規定に基づき、役員を選出を行う。

新任役員（案）

役職名	公 職 名	氏 名
副会長	飯伊市町村教育委員会連絡協議会長	熊谷 邦千加
理事	飯田下伊那P T A連合会長	山田 健太郎

信州大学新学部誘致推進協議会 顧問、役員及び幹事
(令和5年7月9日現在)

顧 問

役職名	公職名	氏 名
顧 問	衆議院議員	宮 下 一 郎
	長野県議会議員	小 池 清
	長野県議会議員	川 上 信 彦
	長野県議会議員	<u>竹 村 直 子</u>
	長野県議会議員	<u>早 川 大 地</u>

役 員

役職名	公職名	氏 名
会 長	南信州広域連合長（飯田市長）	佐 藤 健
副会長	下伊那郡町村会長（豊丘村長）	下 平 喜 隆
	南信州広域連合協議会議長（飯田市議会議長）	<u>熊 谷 泰 人</u>
	下伊那郡町村議会議長会長	栗 生 勝 由
	飯田商工会議所会頭	原 勉
	長野県経営者協会飯田支部長	木 下 博 隆
	長野県商工会連合会南信州支部長	堀 政 則
	長野県中小企業団体中央会下伊那支部長	岩 原 克 典
	みなみ信州農業協同組合代表理事組合長	寺 沢 寿 男
	飯田信用金庫理事長	小 池 貞 志
	南信州・飯田産業センター理事長	佐 藤 健
	<u>飯伊市町村教育委員会連絡協議会長</u>	<u>熊 谷 邦 千 加</u>
理 事	下伊那郡町村会副会長（根羽村長）	大久保 憲一
	下伊那郡町村会副会長（売木村長）	清 水 秀 樹
	飯田水引協同組合理事長	岩 原 克 典
	南信州食品産業協議会長	加 藤 昇
	飯伊凍豆腐組合会長	木 下 博 隆
	南信州工業会長	野 沢 稔 弘
	飯田電子工業会長	川 手 清 彦
	飯田市金融団代表幹事	<u>河 野 敦</u>
	飯田漬物協会会長	稲 垣 勝 俊
	飯田下伊那菓子組合理事長	手 塚 宏 行
	飯田クラフト協会会長	小 國 慎 治
	南信縫製組合長	市 瀬 和 繁

役職名	公職名	氏名
理 事	飯田印刷工業組合長	<u>浅井 誠</u>
	下伊那園芸農業協同組合代表理事組合長	<u>原 宏幸</u>
	長野県建設業協会飯田支部長	長坂 亘治
	飯田建設事業協同組合理事長	長坂 亘治
	一般社団法人飯伊建築業協会長	福澤 栄夫
	飯田建設業クラブ会長	北沢 資謹
	長野県土木施工管理技士会飯田支部長	棚田 稔
	一般社団法人飯田青年会議所理事長	<u>久保田 大樹</u>
	飯田商工会議所青年部会長	<u>菅沼 文昭</u>
	しんきん若手経営者の会（SYMS）会長	<u>松田 学</u>
	飯田市女性団体連絡協議会長	西塚 洋子
	飯田商工会議所女性会長	平田 睦美
	飯田下伊那PTA連合会長	山田 健太郎
監 事	下伊那郡町村会監査委員（下條村長）	金田 憲治
	下伊那郡町村会監査委員（高森町長）	壬生 照玄

幹 事

役職名	公職名	氏名
幹事長	南信州広域連合副管理者（飯田市副市長）	高田 修
幹 事	飯田商工会議所専務理事	福澤 栄二
	飯田信用金庫地域サポート部長	岩戸 久義
	南信州・飯田産業センター事務局長	遠山 昌和
	南信州広域連合事務局長	吉川 昌彦
	下伊那郡町村会事務局長	岡庭 潤
	飯田市産業経済部長	<u>清水 秀敏</u>
	飯田市企画部長	<u>林 健吾</u>

信州大学新学部誘致推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、信州大学新学部誘致推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、信州大学新学部の誘致を推進し、飯田・下伊那地域への設置の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対する要望活動
- (2) 郡市民等に対する啓発、広報活動
- (3) 信州大学の新学部設置に対する支援活動
- (4) 情報収集、調査研究、その他本会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、市町村及び、市町村議会の長並びに経済団体、市民団体、企業、個人等、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員任期中に異動が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問及び相談役並びに参加)

第8条 本会の事業を推進するため、顧問及び相談役並びに参加を置くことができる。

2 顧問及び相談役並びに参加は、会長が委嘱する。

(幹事)

第9条 本会の会務の円滑な運営を図るため、次の幹事を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 幹事 若干名

2 幹事長及び幹事は、会長が指名し、会務執行上、必要な調査及び企画立案を行う。

3 幹事は、会の事務局を務める。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、正副会長会及び幹事会とする。

2 総会は、本会の最高の決定機関として重要事項を審議し、会長が招集し、議長を務める。

3 正副会長会は、会長が招集し、付議した事項を審議する。

4 幹事会は、必要に応じ随時開催し、会務の運営にあたる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、幹事が務め、会長の属する団体に置く。

(経費)

第12条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年1月23日から施行する。

(設立年度の特例)

2 本会の設立年度における会計は、第13条の規定にかかわらず、令和4年1月23日に始まり、令和4年3月31日に終わる。